　　　公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー

　　　令和４年度　長野市旅行商品支援金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、長野市内への誘客促進と長野市の観光振興及び新型コロナウィルス感染症の影響を受けた本市経済の活性化を図ることを目的に、長野市への旅行商品の造成・販売を促進することにより誘客拡大を図るため、次条に定める交付対象者に対し、公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー（以下「この法人」という。）長野市旅行商品支援金（以下「支援金」という。）及び「おもてなし夕食クーポン」（以下「クーポン」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

　（交付対象者）

第２条　支援金の交付対象者は、国内に拠点を置く旅行業者とし、旅行業法に基づく観光庁長官又は都道府県知事登録をしていることを要する。

　（交付要件）

第３条　支援金の交付要件は、次の各号に掲げる事項をすべて満たすものとする。

（１）旅行事業者が販売する長野市を素材とした募集型企画旅行及び受注型企画旅

行で企画単位とする。

（２）令和４年10月１日から令和５年２月28日までに出発するもので、令和４年９

月１日以降に企画・手配した長野市内の宿泊施設に宿泊し、長野市内の観光施

設等に立ち寄る旅行商品とする。

　（３）旅行者の居住地等、長野県が実施する「信州割SPECIAL（宿泊割）」の割引対象として必要な条件を満たした者を対象とした旅行商品であること。

　（支援内容）

第４条　支援の内容は次の各号に掲げるものとする。

（１）送客支援金

販売に係る経費を支援するもので、送客実績に応じて宿泊人員１人につき2,000円を交付する。

（２）クーポン券支援

この法人が企画実施するおもてなし夕食ク－ポン事業に参画している長野市内の飲食店等で利用可能なクーポンを、送客実績に応じて宿泊人員１人につき、券面金額3,000円(1,000円券３枚綴り)を提供とする。

２　宿泊人員に添乗員及び貸切バスの乗務員は含めないものとする。

３　同一の者が連泊又は２施設以上（分宿を除く）を利用した場合は、２日目以降は宿泊人員に算入しない。

（旅行商品販売方法）

第５条　支援金の対象となる旅行商品はクーポンを旅行代金に含めた商品として販売すること。

　（申請）

第６条　交付対象者は、支援金の交付を受けようとする場合は、実施日の15日前までに、企画又は手配する旅行商品の概要がわかる書類を添えて長野市旅行商品支援金事業認定申請書（様式第１号）をこの法人の理事長（以下「理事長」という。）に提出し、認定を受けなければならない。

２　理事長は、前項の規定による支援金申請書の提出があったときは、申請内容を審査した上で交付対象となる旅行商品の可否を決定し、交付認定通知書（様式第２号１）または交付認定ができない旨の通知書（様式第２号２）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び支援金請求）

第７条　前条第２項による交付認定通知書を受けた交付対象者は、当該旅行商品が終了したときは、終了した日から30日以内若しくは令和５年３月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて支援金交付請求書（様式第３号）を理事長に提出しなければならない。

　 (１) 対象となる旅行商品の募集用パンフレット・日程表等（出発日、料金の記載のあるもの）

　（２）支援金交付対象となる宿泊者の「予約日」、「宿泊日」、「氏名」、「居住地（都道府県名）」、「宿泊人数」及び「宿泊施設」 が確認できる書類

(３) 長野市内の宿泊施設が発行する宿泊証明書（様式第４号）

　（交付決定）

第８条　理事長は、前条の規定による支援金交付請求書の提出があったときは、その内容を審査した上で適当と認めた場合は、交付の決定を行うものとする。なお、交付の決定は支援金の支払いをもって代えるものとする。

２　旅行商品の販売及び催行に伴いク－ポンを支援金対象者以外の者に誤って配付、又はクーポンを紛失した場合は、その枚数に券面金額（3,000円）を乗じた額をこの法人に弁償するものとする。

　（補則）

第９条　この支援金とこの法人が別に定める他の支援金または助成金を重複して受けることはできない。

２　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年９月１日から施行し、令和５年３月31日をもって終了する。